

～『所得拡大促進税制』の見直し・拡充～

賃上げに対して積極的に取り組む企業には、『所得拡大促進税制』という優遇税制があることをご存知でしょうか。

一定の要件を満たす賃上げを行った企業は、法人税の税額控除を受けられます。なお、この要件については、平成30年度税制改正において、要件がさらに緩和されました。今回は所得拡大促進税制を取り上げます。

1 現行の内容と改正後の内容（資本金が1億円以下等の要件を満たす中小企業者等の場合）

平成30年4月1日以降から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、改正後の要件が適用されます。

	現行	改正後
要件	① 給与等支給額※1が平成24年度比で3%以上増加 ② 給与等支給額が前事業年度よりも増加 ③ 平均給与等支給額(継続雇用者※2への給与等支給額÷給与等を支給する継続雇用者数)が前年度よりも増加	① 給与等支給総額が前事業年度よりも増加 ② 平均給与等支給額が前期よりも1.5%以上増加
優遇内容(税額控除)	給与等支給増加額(当期－平成24年度)×10% ※その年度の法人税額の20%を控除限度とする。	給与等支給増加額(当期－前期)×15% ※その年度の法人税額の20%を控除限度とする。

※1 国内雇用者に対して支給する給料、賃金及び賞与で、役員や使用人兼務役員に対して支給する給与や退職手当は除く。

※2 国内雇用者のうち適用年度及び前事業年度において給与等を支給している者をいう。

2 上乗せ措置の見直し(こちらも中小企業者等の場合をご説明します)

上記の要件の他、一定要件を満たす場合には上乗せ措置の適用が可能です。こちらの要件も下記のように見直しが行われています。

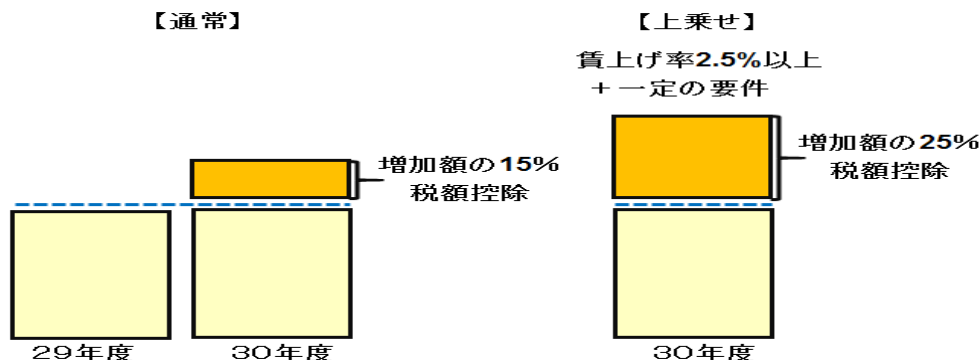
	改正前	改正後
要件	平均給与等支給額が前年度より2%以上増加	① 平均給与等支給額が前期より2.5%以上増加 ② 次のいずれかの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期より教育訓練費の額が10%以上増加 ・ 事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けるなど一定の認定を受けたこと。
上乗せ優遇内容(税額控除)	上記1. の税額控除額に下記の控除を上乗せ 給与等支給増加額(当期－前期)×12%	上記1. の税額控除額を下記へ控除額増加 給与等支給増加額(当期－前期)×25%

3 教育訓練費の定義

上乗せ措置の要件に規定されている教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術、又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で、次に掲げるものとされています。

- ① 自社で行う研修にかかる費用(外部講師への謝金、外部施設使用料等。)
- ② 他の者に委託して教育訓練を行わせる場合の研修委託費

4 改正後のイメージ



5 具体的な対応

上乗せ措置の適用を受ける要件の一つに教育訓練費の比較がありますので、帳簿記帳上「教育訓練費」という勘定科目を設定し、管理できる環境を整えることをお勧めいたします。

また、経営力強化法の経営力向上計画の認定について、第44号(29.10月)に詳細説明ありますが、具体的な手続きについては、ぜひ弊社担当者(又は資産税課 土田・江崎)へご相談ください。